

第1問 自己の株式の取得、特定引受人・新株発行無効の訴え（R2①）

問題1（10行）

- 1 特定の株主からの自己の株式の取得手続
～①株主総会の特別決議（309Ⅱ②）→特定の株主に通知（160Ⅰ、158Ⅰ）
②売主追加議案請求権→通知（160Ⅱ・Ⅲ）
- 2 Aのみから株式を取得する手続
～売主追加議案請求権（160Ⅱ・Ⅲ）×→定款の定め（164Ⅰ）←株主全員の同意（同Ⅱ）

問題2（20行）

- 1 公開会社における募集株式等の発行手続～取締役会決議（201条1項）
→乙会社～特定引受人の認定
→支配株主の異動を伴う場合の特則～特定引受人の名称等の通知・公告（206条の2ⅠⅡ）
＜趣旨＞既存株主の利益保護
- 2 問題提起～事例（公告（201ⅢⅣ）○→特定引受人の名称等（206の2Ⅰ）の公告×）
→新株発行無効の訴え（828Ⅰ②）無効原因？
- 3 規範定立
～原則：無効原因○ 例外：通知○→反対の可能性×→無効原因×
＜理由＞特定引受人等の名称等の通知公告（206の2ⅠⅡ）の趣旨
～反対通知の機会の保障×→重大な瑕疵
- 4 あてはめ→結論

テープコード

--	--	--

第2問 株主提案権の行使要件、代理人資格の制限（R2②）

問題1 (21行)

- 1 問題提起～事例（請求時～議案要領の通知請求権の行使要件（305条1項）○
→募集株式発行→基準日後株主の議決権行使○（124IV）
→総会時点～行使要件×）→招集通知への記載の要否？
- 2 規範定立～特段の事情（提案権妨害目的→新株発行）×→株主提案権×
＜理由＞①行使要件は株主提案権行使者の適格要件→株主総会の時点○
②株主提案権～会社に大きな影響→会社に一定以上の利害関係
→株主総会開催時まで維持
- 3 あてはめ→結論

問題2 (9行)

- 1 本件定款規定の有効性（29後段、310I）
～修正有効説（判例）
 - ① 制限根拠の合理性～株主以外の第三者が総会に参加→議事の攪乱防止
→会社の利益保護
 - ② 制限方法（程度）の相当性～議決権の代理行使の禁止×
- 2 定款規定の射程距離
～議事が攪乱されるおそれ×→定款規定の効力×
＜理由＞定款規定の趣旨～株主以外の第三者が総会に参加→議事の攪乱防止
- 3 あてはめ→結論

テープコード

--	--	--